

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

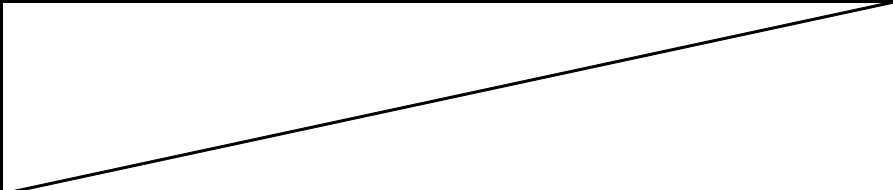
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	久喜市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出所を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/seisaku_keikaku/mynumber/dokuzi.html">https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/seisaku_keikaku/mynumber/dokuzi.html</a>

執行機関名 久喜市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(身体障がい者)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第39号) 別表第1第4の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(身体障がい者)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	・久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成22年3月23日告示第98号) 第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること)を目的とする。</p>	<p>・この告示は、(訪問して居宅において入浴サービスを提供する久喜市訪問入浴サービス事業(以下「事業」という。))を実施することにより、(身体障がい者)の(身体)の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>・久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第39号)・久喜市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第48号) ・久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成22年3月23日告示第98号)</p>